

事 務 連 絡
令和 3 年 7 月 14 日

北海道農政部農村振興局農村設計課長
地方農政局農村振興部農地整備課長
内閣府沖縄総合事務局農林水産部農村振興課長

} 殿

農林水産省農村振興局整備部農地資源課
多面的機能支払推進室長

災害時の復旧作業における多面的機能支払交付金の取扱いについて

令和 3 年（2021 年）7 月 1 日からの豪雨により、各地の農地・農業用施設に甚大な被害が発生しているところ。

多面的機能支払交付金では、農地維持活動において、異常気象後の応急措置として「農用地、水路（附帯施設含む）、農道及びため池に障害が生じるような状況である場合、必要な応急措置を行うこと」としており、水路や農道等の施設機能を確保するための土砂・流木等の撤去、施設の損傷等に対する応急措置について、活動組織及び広域活動組織（以下「活動組織等」という。）の共同活動の対象としている。

また、甚大な自然災害の被災地域においては、活動組織等は応急措置に加えて、農地周りの施設の小規模な被災箇所の補修や復旧等に本交付金を重点的に活用することが可能であり、それにより活動組織等が地域活動指針及び同指針に基づき定める要件を満たすことが困難な場合には、多面的機能支払交付金実施要綱（平成 26 年 4 月 1 日付け 25 農振第 2254 号農林水産事務次官依命通知）別紙 1 の第 4 の 3 並びに別紙 2 の第 4 の 1 の（3）及び 2 の（3）に基づき、農地維持活動、資源向上活動（共同）及び資源向上活動（長寿命化）に関する活動要件の特例の適用を可能としている。

加えて、活動組織等が被災した農地周りの施設の応急措置又は補修等を実施し、当該年度の予算で賄えない場合には、多面的機能支払交付金実施要領（平成 26 年 4 月 1 日付け 25 農振第 2255 号農林水産省農村振興局長依命通知）第 1 の 7 の（6）並びに第 2 の 9 の（6）に基づき、他の活動組織等から交付金の融通を受けることも可能としている。

これらについて、貴職から管内の都府県に対し周知するとともに、都道府県から管内の市町村等に周知するようお願いする。

多面的機能支払交付金を活用した災害復旧への支援

【支援対象】

○対象組織が活動計画書に位置付けている「**保全管理する区域内の農用地、水路、農道、ため池**」。

【支援内容】

○農地維持活動による「**堆積した土砂・流木等の撤去などの応急措置が可能**」。

○甚大な自然災害の場合には、被災した施設の「**小規模な被災箇所の補修や復旧等に、交付金を重点的に活用することが可能**」。この場合、計画していた今後の活動ができず活動要件を満たすことが困難となっても、地方農政局長等から**特例措置の承認を受けることで、交付金の返還を免除**。

○また、災害対応に十分な資金が無い場合は「**別の対象組織から交付金の融通を受けることが可能**」。

※ただし、災害復旧にかかる**予算の追加配分はない**（面積当たり交付単価による定額補助の範囲内）。

農地維持活動による応急措置イメージ



大雨により水路に堆積した土砂を地域共同で撤去（外注も可能）

特例措置のイメージ

	4月 5月 …… 9月	10月 11月 …… 3月
活動計画	泥上げ・草刈り・補修等	泥上げ・草刈り・補修等

甚大な自然災害が発生

実施	予定どおり実施済み	災害復旧活動を実施 （計画していた泥上げ等の活動は実施できなくても良い）
----	-----------	---

小規模な被災箇所の補修・復旧等イメージ



地震により破損した水路を地域共同で補修（外注も可能）

甚大な自然災害時における対象組織間の交付金融通

＜年交付額が300万円の組織における予算融通の具体例＞

